

令和3年度

いわて木づかい住宅普及促進事業の内容について

(令和3年11月29日時点)

- 本補助事業は、①令和4年3月15日までに工事が完了していること、②令和4年3月15日までに、住宅の構造や外観等について、現場見学会や写真のホームページによる公開等が行われていることが要件となっています。
- これらの要件を満たさない場合は、補助金の交付を受けることができませんので留意してください。

《目次》

1	対象者	P 1
2	対象となる住宅等	P 1
3	補助額等	P 1
4	補助事業の要件	P 4
5	加算額の要件	P 5
6	申請書類	P 7
7	募集期間	P 10
8	提出先	P 10
9	事業の完了報告	P 11
10	他の補助金との併用について	<u>P 14</u>
11	問い合わせ先	<u>P 15</u>

注) 本資料は、令和3年3月に実施した施工者向け地域説明会の資料をリニューアルしたものです。

~~令和3年6月8日時点のものとあり、~~今後も問い合わせの状況に応じて修正を加えたものを、県林業振興課のホームページ等において公表します。

令和3年11月

令和3年度 いわて木づかい住宅普及促進事業の内容について

<事業の目的>

この事業は、県産木材の利用を促進するため、子育て世帯を中心に、県産木材を使用した住宅の新築や、リフォームを支援するものです。

県内において、県産木材を利用した住宅のシェアを拡大するとともに、この補助事業の取組や成果を県内に広く普及することで、岩手県における将来の木材需要を創出し、林業の振興につなげることを目指しています。

1 対象者

- (1) 県内に自ら居住するため、金融機関から建設資金（住宅ローン）の貸付けを受けて、住宅を新築する方
- (2) 県内に自ら居住するため、県内に所有する住宅をリフォームする方

※ U I J ターンなどにより、住居完成後に他の都道府県から引っ越しされる予定の方も、「4 補助事業の要件」を満たした上で、補助を受けた住宅に居住することを記載した誓約書を提出することで対象となります。

2 対象となる住宅等

本事業では、岩手県産の木材を活用した以下の住宅やリフォームを対象とします。

- (1) 住宅の新築
- (2) 対象工事を実施するリフォーム

3 補助額等

(1) 住宅新築

ア 支援戸数（想定）

130 戸（うち子育て世帯…100 戸）

※補助金の申請の状況（木材の使用数量、子育て世帯の加算の状況）によっては、130 戸に達しなくても受付を終了する場合があります。ご了承ください。

イ 補助メニュー

- ① 基本額…県産木材の使用量に応じて設定。
※県産木材利用の掛り増し相当
- ② J A S 材等加算…J A S 材又は森林認証制度により認証された木材を使用。
- ③ 次世代木材利用創出加算…子育て世帯向けの加算。

ウ 一戸当たり補助額

県産木材 使用量 (m ³)	いわて木づかい住宅普及 促進事業 (林業振興課)			住みたい岩手の家づくり 促進事業 (建築住宅課) ※1		計
	基本額	JAS 材等 加 算	子育て世帯 向け加算	省エネ 加算	バリア フリー加算	
5 以上 ～10 未満	15 万円	—	30 万円	—	—	45 万円
10 以上 ～15 未満	25 万円	10 万円	30 万円	—	—	65 万円
15 以上 ～20 未満	40 万円	10 万円	30 万円	10 万円	10 万円	100 万円
20 以上	45 万円	10 万円	25 万円又は 30 万円※2	10 万円	10 万円	100 万円

※1 「住みたい岩手の家づくり促進事業」は、新築工事の場合、延床面積 75 m²以上の一戸建て住宅であることなどの要件があります。

詳しくは、県庁建築住宅課 (TEL : 019-629-5934) にお問い合わせください。

※2 補助額(合計)の上限は 100 万円であるため、上限を超える場合は 25 万円となります。

(2) リフォーム

ア 支援戸数 (想定)

20 戸 (うち子育て世帯…10 戸)

※補助金の申請の状況 (木材の使用数量、子育て世帯の加算の状況によっては、20 戸に達しなくても受付を終了する場合があります。ご了承願います。

イ 支援メニュー

① 基本額…県産木材の使用量に応じて設定。

※県産木材利用の掛り増し相当

② 次世代木材利用創出加算：子育て世帯向けの加算。

ウ 一戸当たり補助額

県産木材 使用量 (m ³)	いわて木づかい住宅普及 促進事業 (林業振興課)			住みたい岩手の家づくり 促進事業 (建築住宅課) ※1		計
	基本額	JAS 材等 加 算	子育て世帯 向け加算	省エネ 加算	バリアフ リー加算	
0.15 以上 ～5 未満	10 万円	—	—	10 万円	10 万円	30 万円
5 以上	20 万円	—	5 万円	10 万円	10 万円	45 万円

※1 「住みたい岩手の家づくり促進事業」は、リフォームの場合、耐震基準を満たしていること等などの要件があります。

詳しくは、県庁建築住宅課 (TEL : 019-629-5934) にお問い合わせください。

4 補助事業の要件

(1) 住宅の新築

次に掲げるすべてに該当するものとします。

- ア 県内に自ら居住するため、金融機関と住宅建設資金に係る金銭消費貸借契約（住宅ローン）を締結し、住宅の新築をする者であること。
- イ 木造住宅であること。
- ウ 住宅の用に供する部分に県産木材を5 m³以上使用すること。
- エ 県産木材を用いていることが、県産木材の産地証明制度等により証明できること。

※ 県産木材の証明

県産木材であることを証明するため、岩手県産材認証推進協議会が実施している証明制度であり、素材生産、製材加工等の各段階において県産材であることを証明し、証明書を交付するもの。

- オ 県産木材の利用促進の観点から、住宅の構造や外観等について、工事途中又は完成後の建設現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開等による供用・供覧に同意できること。
- カ 令和3年4月1日以降に着工し、令和4年3月15日までに工事が完了すること。
- キ 令和4年3月15日までに、オに掲げる見学会や、工務店等のホームページでの公開等が実施されること。
ただし、建設現場見学会等の終了は、令和4年3月15日以降でも差支えないものとする。
- ク 県内に本店を置く建築業者又は工務店が施工するものであること。

(2) リフォーム工事

次に掲げるすべてに該当するものとします。

- ア 県内に自ら居住するため、県内に所有する住宅のリフォーム工事を行う者であること。
- イ リフォーム工事を行う住宅について、当該住宅の着工時点（増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え若しくは用途の変更をしている場合は、その工事着工又は用途の変更時点）において、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定される建築基準関係規定等に適合していること。
- ウ 県産木材を、0.15m³以上使用すること。
- エ 県産木材を用いていることが、県産木材の産地証明制度等により証明できること。

※ 県産材の証明

岩手県産木材であることを証明するため、岩手県産材認証推進協議会が実施している証明制度であり、素材生産、製材加工等の各段階において県産材であることを証明し、証明書を交付するもの。

オ 県産木材の利用促進の観点から、住宅の構造や外観等について、工事途中又は完成後の建設現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開等による供用や供覧に同意できること。

カ 令和3年4月1日以降に着工し、令和4年3月15日までに工事が完了すること。

キ 令和4年3月15日までに、オに掲げる見学会や、工務店等のホームページでの公開等が実施されること。

ただし、建設現場見学会等の終了は、令和4年3月31日以降でも差支えないものとする。

ク 県内に本店を置く建築業者又は工務店が施工するものであること。

5 加算額の要件

(1) J A S材等加算

- ・ 県産木材の使用数量に対し J A S材等の使用が 50 パーセント以上かつ
県産木材の使用数量が 10 m³以上の場合
が対象となります。
- ・ 使用した県産木材の J A S材については、J A S 認証工場の認定証、納品書、出荷証明書等
森林認証材については、森林認証の C o C 認証工場等の認証証、納品書、出荷証明書等で確認します。

※ J A S材、森林認証材

- ・ J A S材と森林認証材を合わせて「J A S材等」と定義します。
- ・ J A S材とは、「日本農林規格化等に関する法律（J A S法）」（昭和25年法律第175号）に基づき、格付けされた木材製品です。
 - 日本合板検査協会及び岩手県木材産業協同組合のホームページ内に、認証工場の一覧が掲載されているので、御確認ください。
- ・ 森林認証材とは、森林認証制度により認証森林から生産された原木（認証材）を、生産・加工・流通過程の管理の認証（CoC認証）された工場等で加工された木材製品です。

(2) 次世代木材利用創出加算（子育て世帯向け加算）

- ・ 県内に居住する子育て世帯で、18歳以下（高校生以下）の子どもと同居している場合に対象となります。
ただし、リフォームの場合は、県産木材を 5 m³以上使用している場合に限り対象となります。（＝県産木材の利用が 5 m³未満の場合には、子育て世帯向け加算の対象となりません。）
- ・ 工事が完成した時点で、妊婦がいる世帯も子育て世帯向け加算の対象となります。
- ・ 子育て世帯の確認は、住宅に居住するすべての者が記載された住民票の写し（工事が完成した時点で妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し）で行います。

(3) 省エネ、バリアフリー加算【※住みたい岩手の家づくり促進事業】

- ・ 省エネとバリアフリー加算は、「いわて木づかい住宅普及促進事業」による補助を受けた上で、「住みたい岩手の家づくり促進事業」における次の要件を満たした場合の補助です。

ア 県産木材を一定量以上使用すること。

(新築：15 m³以上、リフォーム：0.15 m³以上)

イ 新築工事の場合は、住宅部分の面積が75 m²以上の木造一戸建て住宅（二世帯住宅・併用住宅を含む）であること。

ウ リフォーム工事においては、耐震基準を満たしていること。

(リフォーム工事後に耐震基準を満たすことを含む。)

- ※ 省エネ加算、バリアフリー加算に関する詳しい内容については、県庁建築住宅課（TEL：019-629-5934）にお問い合わせください。

6 申請書類

- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業に係る主な書類について、標準的な例を示すものです。

(1) 住宅の新築

区分	関係書類	備考
必須書類	いわて木づかい住宅普及促進事業補助金(新築)交付申請書(様式第1-1号)	
	いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付申請に係る申出書	
	金融機関との金銭消費貸借契約書の写し	
	建築業者や工務店との工事請負契約書の写し	
	建築基準法に基づく「建築確認済証」の写し ※同法第6第1項に規定する建築確認申請書の写し(図面除く)添付	
	いわて木づかい住宅普及促進事業補助金に関する誓約書(新築)(様式第2-1号)	
	いわて木づかい住宅普及促進事業 県産木材使用数量調書(新築用)(様式第5-1号) ※JAS材等を使用する場合、使用数量を備考欄に記載してください。	
	県産材証明書(岩手県産材産地証明書等)	完成後の提出も可
必要に応じて提出する書類	【JAS材等加算を受けようとする場合】 JAS材や森林認証材の証明書	
	【子育て世帯向け加算を受けようとする場合】 住宅に居住する全ての者が記載された住民票の写し (※工事が完成した時点で妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し)	
	【省エネ又はバリアフリー加算を受ける場合※】 一定の性能を有する住宅の場合、本制度の対象であることを証明する住宅証明書等の写し	

※ 省エネ又はバリアフリー加算は、「住みたい岩手の家づくり促進事業」による補助です。詳しくは、県庁建築住宅課(019-629-5934)にお問い合わせください。

- ・ UIJターンなどにより、住居完成後に他の都道府県から引っ越しされる予定の方も、住居の引き渡し後に補助を受けた住宅に居住することを記載した誓約書を提出することで対象となります。

(県内に移住した後、補助を受けた住宅に住んでいることが分かるよう、住民票の写しの提出をお願いします。)

- ・ 上記のほか、完成時に必要となる書類があります。

(2) リフォーム

区分	関係書類	備考
必須書類	いわて木づかい住宅普及促進事業補助金（リフォーム）交付申請書（様式1-2号）	
	いわて木づかい住宅普及促進事業補助金交付申請に係る申出書	
	建設業者、工務店との工事請負契約書の写し	
	【増築等がある場合】 建築基準法に基づく「建築確認済証」の写し 【増築等がない場合】 当該住宅の建設着工時点（増築等の着工又は用途の変更時点）における建築基準法第6条第1項に規定される建築基準関係規定に適合していることが分かる書類 （個別に御相談ください。） 増築等：増築、改築、移転、大規模の修繕又は大規模の模様替え若しくは用途変更	
	リフォーム工事の内容が分かる図面等	
	いわて木づかい住宅普及促進事業補助金に関する誓約書（リフォーム）（様式第2-2号）	
	いわて木づかい住宅普及促進事業 県産木材使用数量調書（リフォーム工事用）（様式第5-2号）	
	県産材証明書（岩手県産材産地証明書等）	完成後の提出も可
必要に応じて提出する書類	【子育て世帯向け加算を受けようとする場合】 住宅に居住する全ての者が記載された住民票の写し （※工事が完成した時点で妊婦がいる世帯は、母子健康手帳の写し）	
	【省エネ又はバリアフリー加算を受ける場合※】 一定の性能を有する住宅の場合、本制度の対象であることを証明する住宅証明書等の写し	

※ 省エネ又はバリアフリー加算は、「住みたい岩手の家づくり促進事業」による補助です。詳しくは、県庁建築住宅課（019-629-5934）にお問い合わせください。

- ・ 上記のほか、完成時に必要となる書類があります。

7 募集期間

- ・ 令和3年5月10日（月）から受付を開始します。
※ 予算の範囲内で補助します。予算がなくなり次第、受付を終了しますのでご了承ください。

8 提出先

郵送又は持参により、提出してください。

(1) 申請窓口

- ・ いわて木づかい住宅普及促進事業 ・ ・ ・ ・ ・ 岩手県木材産業協同組合
- ・ 住みたい岩手の家づくり促進事業 ・ ・ ・ ・ ・ 岩手県木材産業協同組合

※ 「住みたい岩手の家づくり促進事業」は、岩手県県土整備部建築住宅課が実施している補助事業ですが、申請窓口は、「いわて木づかい住宅普及促進事業」と一本化しているものです。

(2) 補助手続きの流れ等

ア 補助金申請書の提出時期

工事着手後に申請しても構いませんが、工事完成後の申請はできません。

※ 令和3年4月1日以降に着工し、令和4年3月15日までに完成するものが対象となります。

※ 工務店等による代行申請も可とします。

イ 補助金の交付決定

岩手県木材産業協同組合では、補助金の申請書を受理したときは、その内容を精査し、補助金の交付決定通知をお送りします。

ウ 補助金の申請内容に変更があった場合

補助金の申請内容に変更があった場合には、変更が明らかになった段階で、交付申請から変更となった関係書類を添付の上、「いわての木づかい住宅普及促進事業補助金変更承認申請書」を、速やかに岩手県木材産業協同組合に提出してください。

- ・ 補助金の額が増加する場合又は減額がある場合（予算の範囲内での補助となります。）
- ・ 施工完了予定日が1か月以上遅れる場合（申請年度の3月15日まで）等

※ 詳しくは、岩手県木材産業協同組合に御連絡ください。

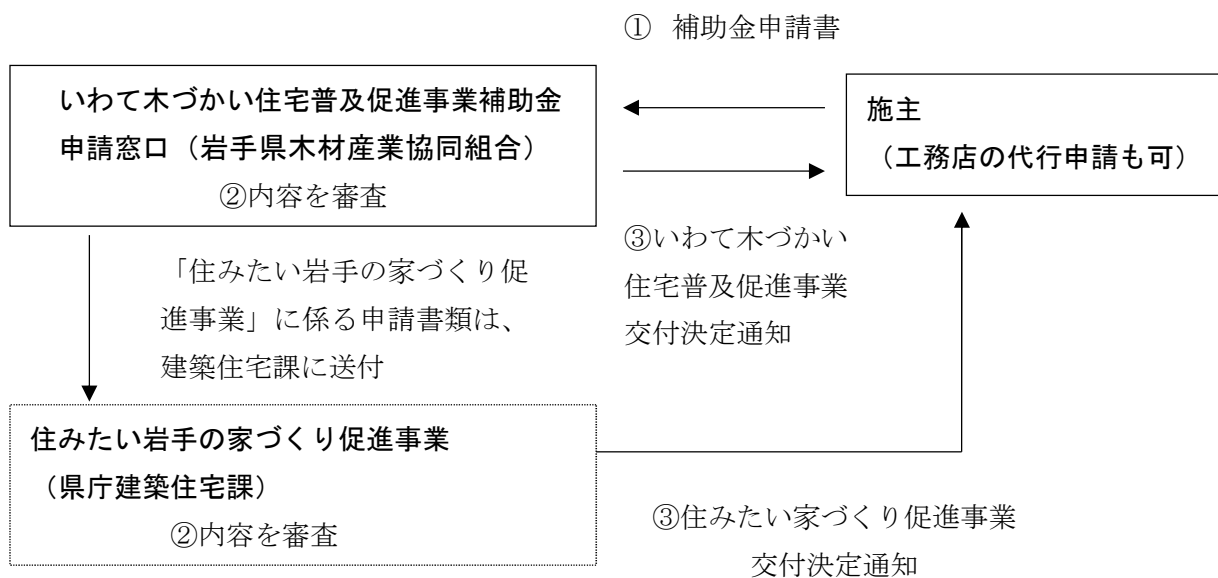
《補助金交付申請の流れ》

※「いわて木づかい住宅普及促進事業」の申請書を先行して提出し、省エネ性能証明等を取得した後に、「住みたい岩手の家づくり促進事業」を提出しても構いません。

いわて木づかい住宅普及促進事業申請書類

住みたい岩手の家づくり促進事業申請書類※

※省エネ加算・バリアフリー加算を受ける場合は、「住みたい岩手の家づくり促進事業申請書類」も提出してください。



9 事業の完了報告（※事業完了後、速やかに提出してください。）

- 補助金の対象となる新築等の住宅が完成したときは、必要な書類を添付し、完了報告書を提出してください。
- なお、省エネ加算及びバリアフリー加算の完了報告書類は、「住みたい岩手の家づくり促進事業」のホームページを参照してください。
→[県トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [住まい・建築](#) > [個人住宅](#) > [住宅に関する補助制度・消費者保護](#) > [令和3年度「住みたい岩手の家づくり促進事業」のご案内](#)

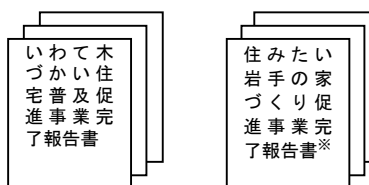
(1) 住宅新築

区分	関係書類	備考
必須書類	・いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（新築） （様式第4-1号）	
	・建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項に規定する検査済証の写し	
	・いわて木づかい住宅普及促進事業 県産木材使用数量調書（新築用）（様式第5-1号） ※ J A S材等の使用数量を備考欄に記載してください。	
	・県産材証明書 ※ 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産木材」の産地証明制度による証明書を提出してください。	
	・建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号） ※ 完成見学会等の開催や、ホームページでの住宅の写真公開の開始は、令和4年3月15日までに行うことが補助要件となっていますので、留意願います。	
	・いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号） ※ 口座番号等の確認のため、振込先欄の情報が記載されている部分の通帳の写しを添付してください。	
必要に応じて提出する書類	【J A S材等加算を受けようとする場合】 ・ J A S材や森林認証材の証明書 ※使用した県産木材の J A S材について、 J A S 認証工場の認定証、納品書、出荷証明書等を提出してください。	
	【補助金交付申請時に、住宅ローンの証明書類（融資証明書、融資仮承認通知書等）を提出し、交付決定を受けている方】 ・金融機関との金銭消費貸借契約書の写し ※ 補助金交付申請時に、既に住宅ローンの金銭消費貸借契約書の写しを提出している方は、再度の提出不要です。	
	・その他、補助金交付決定の際に、完了報告時に提出を求められている書類がある場合には添付してください。	

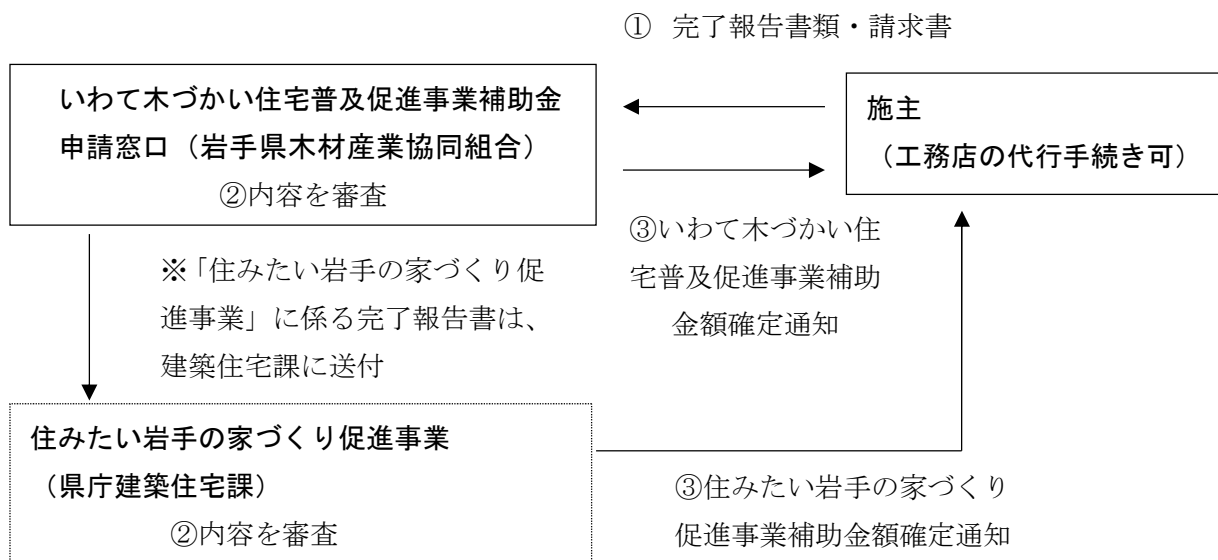
(2) リフォーム

区分	関係書類	備考
必須書類	<ul style="list-style-type: none"> ・いわて木づかい住宅普及促進事業工事完了報告書（リフォーム）（様式第4-2号） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第6条第1項又は同法6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受けて行う工事の場合における検査済証の写し 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・リフォーム工事前後の写真 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・いわて木づかい住宅普及促進事業県産木材使用数量調書（リフォーム用）（様式第5-2号） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・県産材証明書 ※ 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産木材」の産地証明制度による証明書 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場の現場見学会等実施報告書（様式第6号） ※ 完成見学会等の開催や、ホームページでの住宅の写真公開の開始は、令和4年3月15日までにすることが補助要件となっていますので、留意願います。 	
必要に応じて提出する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・いわて木づかい住宅普及促進事業補助金請求書（様式第7号） ※ 口座番号等の確認のため、振込先欄の情報が記載されている部分の通帳の写しを添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・その他、補助金交付決定の際に、完了報告時に提出を求められている書類がある場合には添付してください。 	

《完了報告事務の流れ》



※省エネ加算・バリアフリー加算を受ける場合は、「住みたい岩手の家づくり促進事業」の完了報告書類についても、併せて提出してください。



《現場見学会の実施、住宅の構造、外観等のホームページでの写真公開》

- ・ 本事業の目的である県産木材の利用促進の観点から、県産木材を使った住宅の構造や外観、リフォームの状況等について、工事過程又は完成時の建設現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開などを行っていただく必要があります。
 - 「工事過程 又は 完成時の建設現場見学会の実施」、若しくは、「工務店等のホームページでの写真の公開」のいずれかの実施で可とします。
- ※ このため、「住宅の構造や外観等について、建設現場見学会や、工務店等のホームページでの写真の公開等による供用や供覧に同意できること。」を補助要件としています。
- ・ また、建設現場見学会の実施や、工務店等のホームページでの公開等は、令和4年3月15日までに実施されることが条件です。
(ただし、建設現場見学会などの終了は、令和4年3月15日以降でも差支えないものとします。)
- ・ 建設現場見学会などの実施状況は、完了報告書類の「建設現場の現場見学会等実施報告書」に、建設現場見学会の写真、又は、写真を公開したホームページアドレス及び当該ページをプリントスクリーンしたものを貼付することとなっています。

10 他の補助金との併用について

(1) 県内の市町村が実施している住宅補助との併用

- ・ 県の「木づかい住宅普及促進事業」は、財源の一部に「森林環境譲与税」を活用しています。
森林環境譲与税の活用については、「住宅に活用する場合は、県産材利用の促進(木材利用量の増)につながるよう、また、普及につながるようPRをすること」とされています。
- ・ 県内においては、森林環境譲与税を財源とし、県産木材を利用する部分に補助を行っている市町村がありますが、こうした市町村の補助事業と県の「木づかい住宅普及促進事業」との併用はできません。
 - ・ 現時点で、県内で該当する市町村は、下記のとおりです。
※森林環境譲与税を活用して地域材を使用した住宅補助事業を実施している市町村
陸前高田市、雫石町、遠野市(※遠野市は、令和3年度から実施予定)

(2) 東日本大震災津波による被災者向け住宅再建支援事業との併用

- ・ 東日本大震災津波による被災者向け住宅再建支援事業(県産木材利用)との併用はできません。

(3) 国が実施しているグリーンポイント制度等との併用

ア 国の「グリーンポイント制度」

新型コロナウイルス感染症の影響により、停滞している経済の回復を図るため、一定の省エネ性能を有する住宅の新築やリフォームに対して、商品や追加工事と交換できるポイントを付与しようとする「グリーンポイント制度」が創設されました。

- ・ 「グリーンポイント制度」は、森林環境譲与税を活用したものではないため、併用は可能です。

イ 国の「地域型住宅グリーン化事業」

国の「地域型グリーン化事業」の地域材加算部分については、木材の利用状況により、併用できない場合があるため、グリーン化事業を実施する地域型住宅グリーン化事業評価事務局にお問い合わせください。(TEL 03-3560-2886)

- ・ 国の「すまい給付金」
消費税率引上げによる住宅取得者の負担を緩和するために創設された、国の「すまい給付金」については、森林環境譲与税を活用したものではないため、併用可能です。

11 問い合わせ先

① 申請受付窓口、申請書類に関するお問い合わせ

岩手県木材産業協同組合

〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-3-6 (農林会館5F)

電話 019-624-2141 受付時間/平日9時~12時、13時~17時

② いわて木づかい住宅普及促進事業の制度に関するお問い合わせ

岩手県農林水産部 林業振興課 (林業・木材担当)

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁6階

電話 019-629-5772 受付時間/平日9時~12時、13時~17時

③ 住みたい岩手の家づくり促進事業(省エネ・バリアフリー)に関するお問い合わせ

岩手県県土整備部 建築住宅課 (住宅計画担当)

〒020-8570 盛岡市内丸10-1 県庁8階

電話 019-629-5934 受付時間/平日9時~12時、13時~17時